

健康で文化的な生活環境の確保と 町土の均衡ある発展をめざして

町では、御代田町の区域における国土（町土）を長期にわたり、適性かつ安定的に利用するため「国土利用計画 御代田町計画」により土地施策を進めています。

この度、第一次計画期間の終了に伴い、平成37年度を目標年次とした「国土利用計画 第二次御代田町計画」を策定しましたので、計画の概要をお知らせします。

策定の経緯

町では策定にあたり、20歳以上の町民1,000人を対象とした「土地利用に関するアンケート調査」を実施し、547人の方よりご回答・ご意見をいただきました。

こうしたご意見等を踏まえ、庁内の検討委員会で作成し、環境保全審議会での答申を経て、町議会において「国土利用計画 第二次御代田町計画」が議決されました。

国土利用計画とは

御代田町国土利用計画は、県の国土利用計画を基本に、御代田町長期振興計画に即して策定するもので、御代田町の土地利用に関して最も基本となる計画です。御代田町では、

平成7年に第一次計画を策定し、土地施策を進めてきました。

国土利用計画 御代田町計画の役割

都市計画や農業振興地域整備計画などの個別の土地利用に関する計画の策定や見直しの際の基本となります。行政だけではなく、民間開発事業者にとっても土地利用の転換や開発を行う際の基本となることから、適正な土地利用の展開が期待されます。

町土利用の基本方針

地域の自然的条件、社会的条件、経済的条件および文化的条件を踏まえ、公共の福祉を優先させつつ、健康で快適な生活環境の確保と地域特性

を生かした均衡ある発展を図ります。

総合的なマネジメントを進める中で利用目的に応じた区分(利用区分)ごとの土地需要の量的な調整を行います。多様な主体との協働による管理などにより、町土のより一層の質的向上を図ります。

利用区分別の町土利用の基本方向

町土を利用区分別に6つの区分に設定します。各区分別の基本方向の概要は次のとおりです。

- 農用地
・農業経営の規模拡大および農用地等の効率のかつ総合的な利用を図ります。
・優良農用地を保全・確保し、農業経営の安定化を図る土地利用を進めます。

めま。

・耕作放棄地の発生防止に努めます。

○森林

・森林の経済的・多面的機能を増進するため、必要な森林の整備と確保を図ります。

・保健休養の場としての利用を推進し、総合的な利用を図ります。

○水面・河川及び水路

・河川整備、治水、砂防・排水施設、農業施設の整備に努めます。

○道路

・一般道路は、幹線道路、生活道路、各ゾーンを結ぶ道路などの整備促進を図ります。

・農林道は、個別計画に基づき計画的かつ効果的に整備を推進します。

○宅地

・住宅地は、既存の社会資本の効率的な活用と新たな整備により適正な配置を進めます。

・御代田町環境保全条例等により、良好な住環境および景観の形成を図ります。

・新たな工業用地の確保は、社会経済状況等を勘案しながら慎重に検討します。

・リゾート・商業・流通施設等の整備を計画的かつ効率的に進めます。

○その他

・公用・公共施設は、地域の充足度に応じて計画的に整備を進めます。
・耕作放棄地の再生利用を図るとともに、有効で適切な利用に努めます。

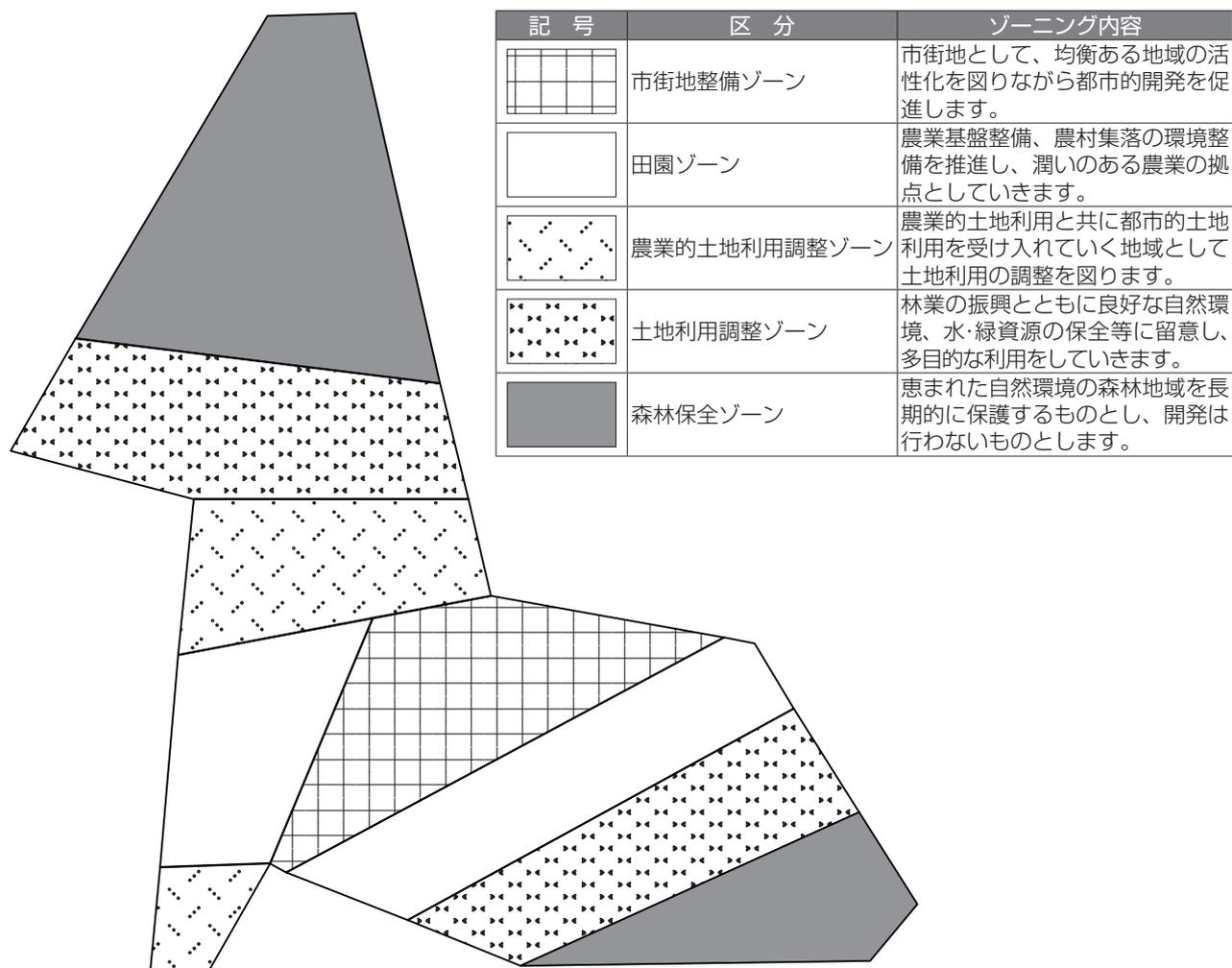
【町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標】

(単位:ha)

年 利用区分	基準年次 平成20年 (2008)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	目標年次 平成37年 (2025)
農用地	750	724	711	699
農地	750	724	711	699
採草放牧地	—	—	—	—
森林	3,463	3,443	3,435	3,429
原野	—	—	—	—
水面・河川・水路	69	68	67	67
道路	216	224	229	232
宅地	485	519	537	553
住宅地	254	272	283	293
工業用地	38	38	40	41
その他宅地	193	209	214	219
その他	895	900	899	898
合計	5,878	5,878	5,878	5,878

土地利用ゾーン配置基本

性格の異なる5つのゾーニングを町土利用の基本として、都市計画法などの個別法の整合性を図りながら、一体的な土地利用を行い、均衡ある町土の発展を図ります。



問い合わせ先 企画財政課企画係(内線53)